

東久留米市コミュニティ・スクール (学校運営協議会)、地域学校協働本部

地域向けかんたんガイド

～地域とともに、子どもたちの学びと育ちを支えるために～



令和8年9月版
東久留米市教育委員会
生涯学習課 指導室

はじめに

どうしてコミュニティ・スクールを始めるの？

子どもたちを取り巻く環境は、日々変化しています。

学校だけではなく、家庭や地域、関係団体、行政が力を合わせて、子どもたちの学びや成長を支えていくことが、これまで以上に大切になっています。

東久留米市ではこれまでも、地域の皆さんがさまざまな形で学校や子どもたちを支えてきました。たとえば、

- * 登下校時の見守り
- * 読み聞かせや図書活動
- * 花壇や校内外の環境整備
- * 学校行事や地域行事への協力
- * 防災、福祉、文化、歴史など地域ならではの学びへの協力
- * 子どもたちの居場所づくり

こうした活動は、子どもたちにとって、学校の授業だけでは得られない大切な学びや経験になっています。

コミュニティ・スクールは、これまで地域の皆さんが積み重ねてきた活動を大切にしながら、学校と地域が「どんな子どもたちを育てたいか」を共有し、子どもたちのより良い学びや成長につなげていくための仕組みです。

コミュニティ・スクールは「新しい負担」ではありません

コミュニティ・スクールは、地域の皆さんに新しい負担をお願いするための制度ではありません。

大切なのは、これまでの活動を生かしながら、学校と地域が顔の見える関係をつくり、子どもたちのためにできることを一緒に考えていくことです。

できる人が、できるときに、できることから。

その一つひとつが、子どもたちの学びと育ちを支える力になります。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と 地域学校協働本部

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部は、どちらも「学校と地域と一緒に子どもたちを支える」ための仕組みです。ただし、役割が少し違います。



学校運営協議会（コミュニティ・スクール）＝ 学校と地域
が 「めざす子どもの姿」を共有する仕組み

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことです。学校運営協議会では、学校、保護者、地域の方などが、学校の目標や運営方針を共有しながら、子どもたちの学びや学校づくりについて話し合います。たとえば、

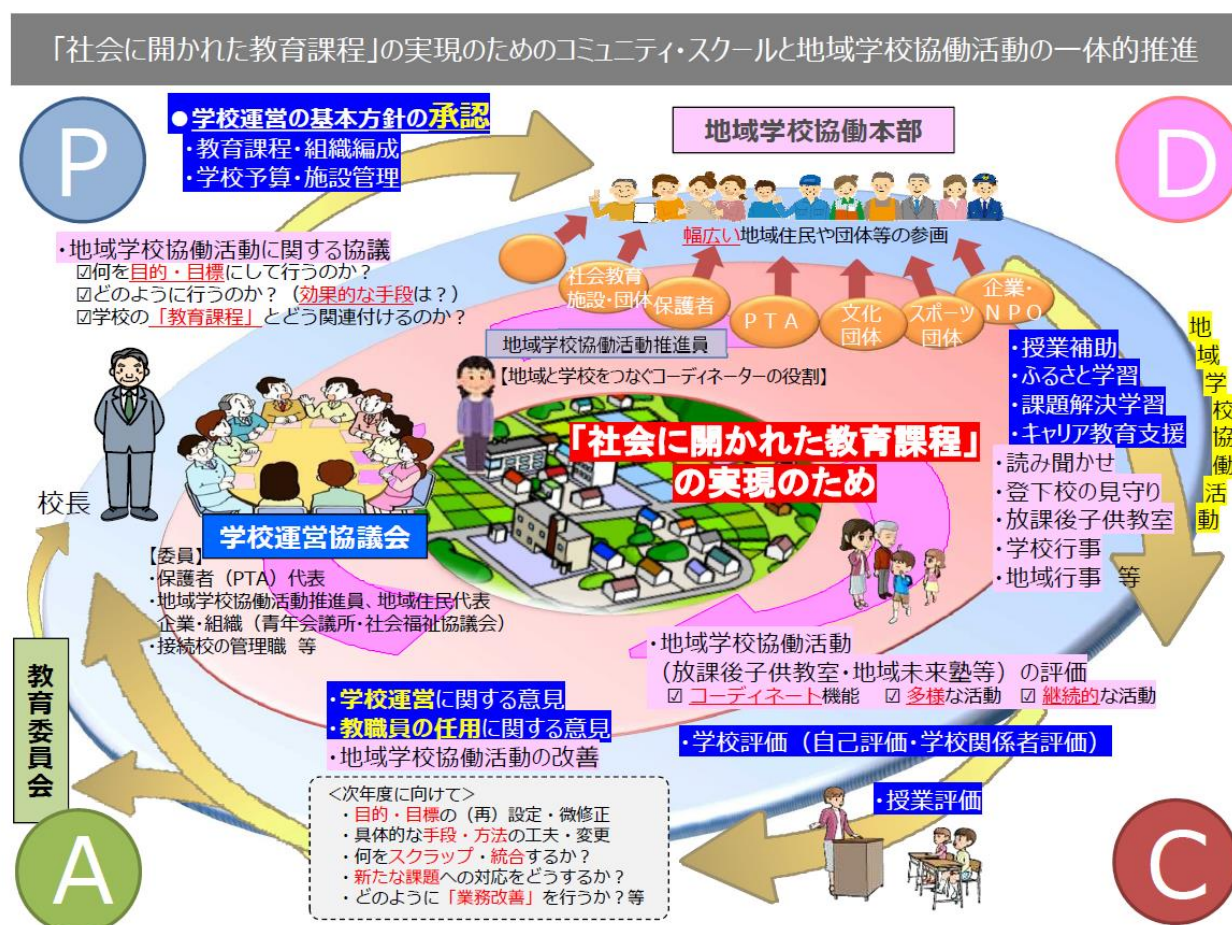
- * この学校で、どのような子どもたちを育てたいか
- * 地域と学校と一緒にできることは何か
- * 子どもたちにどのような体験や学びが必要か
- * 学校の課題を地域とどう共有していくか

といったことを話し合います。

○ 学校運営協議会の委員は校長の推薦により教育委員会が任命した非常勤公務員となります。主な役割として、

- * 学校や先生が子どもたちのために、何をどのように進めていくかを知る
(学校の経営、教育課程、教員の業務量管理・健康確保措置等を承認する)
 - * 子どもたちの学びや学校づくりについて話し合う
(学校運営について学校・教育委員会に意見を述べる)
 - * 子どもたちにより良い体験や学びをするために、どういった先生が必要か話し合う
(教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる)
- といった内容があります。

委員は学校と責任を分かち合い、子供たちの学びや育ちに関わっていくこととなります。



出典：文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」より (<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/siryou/index.html>)

地域学校協働本部 = 地域の力を、子どもたちの学びにつなげる仕組み

地域学校協働本部は、地域の皆さんの力を学校の教育活動や子どもたちの学びにつなげるための仕組みです。

国が示す方向性では、地域学校協働本部は、幅広い地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することで、地域学校協働活動を推進する体制と説明しています。

東久留米市では、地域学校協働本部は、新しい大きな組織を一から作るというより、これまでの地域活動や学校支援を、より学校の目標や子どもたちの学びにつなげやすくするための仕組みとして考えています。

地域学校協働活動推進員 = 学校と地域をつなぐ コーディネーター

地域学校協働活動推進員（以下「コーディネーター」とします）は、学校と地域の間に立ち、活動の連絡調整など、全体のコーディネートを行う方です。たとえば、

- * 学校の「こんな協力があると助かる」という思いを地域に伝える
 - * 地域の「こんな活動なら協力できる」という力を学校につなぐ
 - * ボランティアや関係団体との連絡調整を行う
 - * 学校運営協議会と地域の活動をつなぐ
- といった役割を担います。



地域学校協働本部では、どんな活動をするの？

地域学校協働本部の活動（地域学校協働活動、といいます。）は、特別なことばかりではありません。これまで地域の皆さんが行ってきた見守り、行事協力、学校支援、地域活動が、子どもたちの学びにつながる大切な活動です。

活動の例

1 学校の教育活動を支える活動

- * 授業の補助
- * 地域の歴史や文化を伝える学習への協力
- * 職場体験や地域のお店・施設との調整
- * 防災、福祉、環境など地域課題を学ぶ授業への協力
- * 読み聞かせや図書活動
- * 自学自習や放課後の学習支援

2 学校生活や環境を支える活動

- * 登下校時の見守り
- * 花壇や校内外の環境整備
- * 学校行事の運営支援
- * 子どもたちの居場所づくり
- * 地域行事と学校活動の連携

3 地域と学校が一緒に取り組む活動

- * 地域の祭りやイベントへの子どもたちの参加
- * 子どもたちが地域課題を考える学習
- * 地域の方と児童・生徒が意見交換する場づくり
- * 地域団体、企業、NPO、施設などとの連携

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方法を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の臨場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



「すでにある活動」を大切にします

地域学校協働本部は、今までの活動を否定したり、すべてを新しい制度に置き換えたりするものではありません。

これまで地域の皆さんが大切にしてきた活動を、学校の願いや子どもたちの学びとつなげ、より意味のある活動として広げていくための仕組みです。

たとえば、これまでの登下校の見守りは、子どもたちの安全を守るだけでなく、地域の大人と子どもたちが日常的に顔を合わせる大切な機会です。

読み聞かせや図書活動は、子どもたちが本に親しむきっかけになります。

地域行事への参加や職場体験は、子どもたちが自分の住むまちを知り、地域への愛着を育む学びになります。東久留米市でも、学校と地域が互いの思いや活動を知ることから始め、子どもたちの学びにつながる活動を一緒に考えていきます。

地域の皆さんは、どう関わればいいのか？

地域の皆さんの関わり方は、ひとつではありません。学校運営協議会の委員になる方もいれば、見守りや読み聞かせなどの活動に参加する方、地域の情報を学校につなぐ方、行事のときだけ協力する方もいます。

できる人が、できるときに、できることから

たとえば、こんな関わり方があります。

- * 学校や地域の説明会に参加する
- * 学校運営協議会や意見交換会で、地域の様子を伝える
- * これまでの地域活動を学校や推進員に共有する
- * 見守り、読み聞かせ、環境整備などに参加する
- * 地域の団体、事業者、施設、人材を学校につなぐ
- * 子どもたちの学びに役立つ地域の情報を提供する
- * 学校行事や地域行事で協力する

地域学校協働活動に参加するために大切なのは、無理なく、続けられる形で関わることです。

Q&A

Q1 学校運営協議会の委員にならないと関われませんか？

いいえ。委員でなくても関われます。見守り、行事協力、読み聞かせ、環境整備、地域情報の提供など、さまざまな関わり方があります。

Q2 毎回参加しなければいけませんか？

いいえ。できる範囲で大丈夫です。年に数回の活動でも、子どもたちにとっては大切な支えになります。

Q3 今までの活動と何が変わりますか？

活動そのものが急に変わるわけではありません。ただ、学校の目標や子どもたちに育てたい力とつながることで、これまでの活動の意味や効果がより見えやすくなります。

Q4 地域学校協働本部ができると、新しい会議や負担が増えるのですか？

新しい会議や負担を増やすことが目的ではありません。既存の活動や団体を大切に生かしながら、学校と地域がつながりやすくするための仕組みです。

Q5 活動したいとき、誰に相談すればよいですか？

各学校のコーディネーター、学校、または東久留米市教育委員会事務局へご相談ください。「こんなことなら協力できる」「地域にこんな人や団体がある」「学校と一緒にできることを考えたい」など、まずは気軽にお知らせください。

子供たちと地域の将来について ～4つの目標のはなし～

東久留米市教育委員会では、教育行政の基本となる「教育目標」を策定しています。この計画では、「教育目標」に掲げられた四つの人間像の育成を、東久留米市の教育の姿として位置づけています。

●自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。そのため、積極的に学ぶ意欲を持ち自分で課題を見つけ、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

●豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にする心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道德心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

●たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

●粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

この計画の描くイメージに加えて、学校と地域が「どんな子どもたちを育てたいか」を考えて行う、ひとつひとつの関わりが、子どもたちの学びと育ちを支える力となります。そして地域の将来を形作っていくと、私たちは考えています。

最後に

子どもたちは、学校の中だけで育つわけではありません。

地域の人とあいさつを交わすこと。

地域の行事に参加すること。

地域の大人から仕事や暮らしの話を聞くこと。

安心して通学できるよう見守られること。

そうした一つひとつが、子どもたちの学びや成長につながっています。

東久留米市は、学校・家庭・地域・行政がつながり、子どもたちを地域全体で支える学校づくりを進めていきます。

参考資料

学校運営協議会、委員について（『東久留米市「コミュニティ・スクール」

（学校運営協議会）導入にむけて』より抜粋、一部再構成）

①具体的な活動

学校運営協議会の本来の役割は、協議による「学校運営基本方針の承認」「学校運営に関する意見具申」「人事に関する意見具申」「学校評価」です。

この役割に加え、自校の特色となる教育活動への参画等について、多団体等との連携、協働をしながら具体的活動を位置付けることも考えられます。

さらに、地域学校協働本部を設置することによる地域学校協働活動との一体的な活動も期待されます。

②（会議等の）回数

回数は特に決めていませんが、学校運営協議会は、年度に4回以上の協議会を開催し、学校経営方針に基づいた一体的な学校地域協働活動を実現していきます。具体的なスケジュールについては各学校の実状に合わせて設定します。

※令和8年度は1校あたり6回実施予定です。

③任期

- ・委員の任期は2年（当該年度4月1日～3月31日）で、再任することも可能です（原則として連続して8年を超えることができません）。
- ・再任する場合は、学区域の地域の特色や実情、学校運営の基本方針に応じた、合理的な継続理由の記載が必要です。
- ・途中で欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

④身分

- ・委員の身分は、「東久留米市の非常勤の特別職」として一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行うことができます。
- ・委員は守秘義務が課せられているため、職務上知り得た秘密を任期中はもちろんのこと、任期が解かれた後も秘密を漏らしてはいけません。

※ 守秘義務について、保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会委員として知り得る情報には、個人情報も含め、公にすることが望ましくないものがあります。学校運営協議会においては、子どもたちに関することも多く議論されますので、人権上の配慮から「守秘義務」の徹底を強く図っていく必要があると考えます。

⑤報酬

- ・報酬額は、会議参加 1回1,500円
- ・報酬は、お支払いすることが原則ですが、委員を仕事の一環で活動しているなど特別な事情がある場合に限り、辞退届の提出をもって無報酬とすることができます。

⑥ 委員長及び副委員長の選出

- ・委員の中から委員長及び副委員長を1名ずつ互選する必要があります。

- ・委員長は、協議会を代表し、会務を総理します。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行します。

⑦学校運営協議会委員の研修会の設定

学校とともに市教育委員会が加わり、先進校の視察や事例資料等を収集し、委員の資質向上を図ることが必要です。これらの研修によって、委員自身に組織目標を自覚していただくとともに、コミュニティ・スクールに期待される役割を把握した上で職に当たっていただくことができます。また、同委員は非常勤特別職の地方公務員となることから、学校運営協議会委員就任後も、定期的な研修の機会を設定し、委員の資質向上を図っていくことが求められます。

地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の概要（令和8年度の内容）

（『東久留米市「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会）導入にむけて』より抜粋、一部再構成）

①地域学校協働活動推進員（地域コーディネーターの役割）

活動の実施に係る総合的な調整（活動の企画、学校・地域との調整など）と活動の企画に資する情報収集（講師となり得る地域人材の確保など）などです。具体的には以下の事柄です。

- 地域及び学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画、運営及び参加促進
- 学校運営協議会、学校、地域住民、企業、団体等の関係者との連絡および調整
- 地域学校協働活動の実施に必要な地域人材等の募集、確保及び配置
- 地域学校協働活動の実施に資する情報の収集・共有

地域学校協働活動推進員はコミュニティ・スクールの学校運営協議会委員を兼任することで、コミュニティ・スクールでの検討内容を、地域学校協働活動への円滑に結びつけることができます。

②身分

教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員の身分は本市では有償のボランティアとなります。地域学校協働活動推進員は法律に位置付けられており、主な身分取扱いは以下のとおりです。

- 学校長の推薦により教育委員会が委嘱
- 原則、各学校1名以上を任命

※地域の実情を考慮のうえ、役割分担や負担軽減等を目的に複数の地域学校協働活動推進員を配置することも可能

③謝金

- ・活動時間に応じて教育委員会から謝金を支払います。 **1,500円/時間※**

※源泉徴収額（10.21％）を差し引いた額を振込

※謝金は時間単位で支払い、合計で1時間未満の時間数は切り捨て

- ・学校運営協議会委員を兼任可能
- ・謝金の対象となる活動時間数上限は1校あたり月3時間が目安
- ・謝金の支払の流れは以下の通りです。
 - (1)地域学校協働活動推進員は毎月、期日までに「活動報告書」を学校へ提出
 - (2)学校は内容を確認のうえ教育委員会へ「活動報告書」を提出
 - (3)教育委員会は、学校からの報告に基づき、地域学校協働活動推進員の指定する口座に謝金を支給

令和8年度は毎月末日〆、翌月15日までに学校が確認、承認した活動報告書を提出いただき、翌月中旬を目安に支払います。

令和9年度は四半期ごと、下記の日程とすることを検討しています。

活動月	謝金支払い時期（予定）
【1期】 4～ 6月分	7月下旬から8月上旬頃
【2期】 7～ 9月分	10月下旬から11月下旬頃
【3期】 10～12月分	1月下旬から2月上旬頃
【4期】 1～ 3月分	4月下旬から5月上旬頃

参考

○謝金の対象となる活動

コーディネーターの調整活動（地域内・外の人材、または法人等の活用に伴う交渉や調整等の活動）に対して、活動記録書（提出）に基づき、教育委員会事務局から謝金を支払います。

×対象外となる活動

あくまで、調整活動への謝金となりますので、「授業の補助」や「イベントへの立会い」、コーディネーター自身が「ボランティア活動をしている時間」や、「活動報告書などの作成にかかる時間」は、謝金の対象外になります。

④任期

- ・任期は最大2年（委嘱された日～翌々年度の3月31日まで）で、再任することも可能です。
- ・再任する場合は、学区域の地域の特色や実情、学校運営の基本方針に応じた、合理的な継続理由の提示が必要です。
- ・途中で欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

⑤教育委員会による伴走的支援（研修会・連絡会）

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動が持続的な活動となるよう、各学校や地域の状況等、ステージに応じた研修会を実施していきます。

また、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員同士がそれぞれの取組みを情報共有することができる、連絡会などの機会を定期的に設けていきます。

【事故が発生した場合の対応及び保険について】

市・教育委員会は、学校業務や学校施設等に関する事故に備え、全国市長会「市民総合賠償補償保険」、同「学校災害賠償補償保険」等に加入しています。

保険による補償の可否は、事故の内容、活動の位置付け、市又は学校による依頼・管理の状況、参加者の立場等により個別に判断されます。事故、けが又は物損等が発生した場合は、当事者間で保険の適用を判断したり示談等を行ったりせず、速やかに学校及び教育委員会事務局へ報告してください。

なお、学校運営協議会委員は非常勤の特別職として、委員としての参加中にケガや事故等にあった場合、公務災害補償等の対象となる場合があります。

※本ガイドに掲載する図版は、公開情報等から得られた内容を基に、事務局が学校運営協議会・地域学校協働活動の周知の観点から整理したものです（出典等記載のあるものを除く）。示した内容には、現時点で実施が決定していないものを含みます。図中の人物や団体、建物及び場面等は、取組を分かりやすく示すためのイメージであり、実在の人物や取り組み等を忠実に再現したものではありません。制作には生成 AI を補助的に使用し、事務局が内容の確認及び編集を行いました。

※東久留米市教育委員会では、本ガイドがよりよいものとなるよう、関係者の皆様からの意見をいただきながら、継続的に見直していきます。

東久留米市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)、
地域学校協働本部 地域向けかんたんガイド
～地域とともに、子どもたちの学びと育ちを支えるために～
(令和8年9月版)

(事務局)東久留米市教育委員会

担当：生涯学習課・指導室

〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1

電話042(470)7784(生涯学習課)

(470)7781(指導室)